第九条第一項の表市町村の項第九号3及び4を次のように改める。

3	診療所病床数は、前年の七月一日現在における三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した病床数（以下この表において「診療所病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。 算式 （A－B）×0.6＋（B－C）×0.9 （A－B）又は（B－C）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがA又はBのいずれよりも小さいときは（A－B）及び（B－C）はそれぞれ0とし、（A－B）がBより大きいときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.6及び（B－C）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　2年前の3月31日現在における医療法第7条第3項の許可を受けた病床の数 B　2年前の7月1日現在における診療所稼働病床数 C　前年の7月1日現在における診療所稼働病床数
4	簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村又は当該市町村が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。 算式 A＋B×0.9＋C×0.7＋D×0.5＋E×0.3